

# 平成30年度財政援助団体等監査の結果報告書

## 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査の概要は、下記のとおりである。

### 1 監査の目的

町から支出された補助金等が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他事務の執行に関し監査を行い、もって町民福祉の向上に資することとした。

### 2 監査の対象

- (1) 平成30年度に町が補助金等の財政的援助を行った団体
- (2) 町が出資し、その出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体

## 第2 監査の実施

### 1 監査実施対象団体

社会福祉法人 北島町社会福祉協議会

### 2 監査の実施期間

令和元年7月22日（月）

### 3 監査の方法

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している保険福祉課及び同団体から事業報告書、決算書及び関係資料等の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

### 4 監査の結果

社会福祉法人北島町社会福祉協議会の監査を実施した結果、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行、諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね適正であると認められた。

### 5 収支の総括

平成30年度の経理区分ごとに収支総括は、次表のとおりである。

経理区分ごと収入支出総括表

(単位：円)

	経理区分	決算額	左のうち町費決算額
収 入	法人運営	58,525,068	35,202,952
	社協啓発事業	0	0
	地域福祉推進事業	5,562,907	5,316,480
	日常生活自立支援事業	343,000	0
	ボランティアセンター事業	429,291	353,391
	小地域福祉のまちづくり事業	254,053	81,753
	募金啓発事業	259,000	0
	ボランティアセンター事業 訪問介護事業	20,107,731	0
	ボランティアセンター事業 居宅介護支援事業	10,541,720	0
	ボランティアセンター事業 通所介護事業	9,538,519	2,568,000
	地域生活支援事業	321,000	321,000
	児童館管理運営委託業務	74,371,809	73,617,709
	老人福祉センター管理委託業務	2,085,000	2,085,000
	介護予防事業	3,708,372	3,254,000
	ふれあい総合相談センター事業	300,429	300,429
	生活支援体制整備事業	1,638,109	1,638,109
	生活困窮者自立支援事業	700,000	0
	善意銀行事業	21,822,770	0
	合計	210,508,778	124,738,823

支 出	法人運営	35,860,304	35,202,952
	社協啓発事業	0	0
	地域福祉推進事業	5,562,907	5,316,480
	日常生活自立支援事業	343,000	0
	ボランティアセンター事業	429,291	353,391
	小地域福祉のまちづくり事業	254,053	81,753
	募金啓発事業	259,000	0
	ボランティアセンター事業 訪問介護事業	14,855,900	0
	ボランティアセンター事業 居宅介護支援事業	9,165,774	0
	ボランティアセンター事業 通所介護事業	9,538,519	2,568,000
	地域生活支援事業	321,000	321,000
	児童館管理運営委託業務	74,371,809	73,617,709
	老人福祉センター管理委託業務	2,085,000	2,085,000
	介護予防事業	3,708,372	3,254,000
	ふれあい総合相談センター事業	300,429	300,429
	生活支援体制整備事業	1,638,109	1,638,109
	生活困窮者自立支援事業	700,000	0
	善意銀行事業	933,346	0
	合計	160,326,813	124,738,823

次年度繰越金	50,181,965	0
--------	------------	---

## 6 監査の意見

北島町社会福祉協議会において、今年度は新しい受託事業として「生活支援体制整備事業」がスタートしましたので、補助金等の趣旨を十分に踏まえて、町関係部署との連携を密にして、住民に対して十分に情報提供を行って進めていくこと。

また、それぞれの事業について、補助金等は有効かつ効率的に執行し、充実した事業運営の推進に努められたい。

以 上